

保存期間：10年
(令和17年末)
令和7年12月8日

資料 3

国税審議会令の一部改正

国税審議会令の一部改正

改正内容

荷主によるトラック事業者の負担軽減に資する取組を推進するため、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）」が令和6年に改正された（同改正により、法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更）。

本改正により、一定量以上の輸送を行わせる特定荷主による物流効率化への取組が著しく不十分である場合には、その事業を所管する大臣（財務大臣は、たばこ・塩・酒類事業を所管）から、当該特定荷主に対して必要な措置を取るべき旨の勧告をできることとし、加えて、正当な理由がなく必要な措置を取らなかった場合には、政令で定める審議会等の意見を聴いて、当該特定荷主に対し、勧告に係る措置を取るべきことの命令をすることとされた（同法第49条第3項）。

上記改正に伴い、財務大臣は、特定荷主のうち、たばこ・塩・酒類事業者に対して勧告に係る措置を取るべきことの命令をする際は、財政制度等審議会（たばこ事業等分科会）又は国税審議会（酒類分科会）に意見を聞くこととしている（物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成17年政令第298号）第8条）。

これに併せて、国税審議会令における所掌事務等に関する規定を改正した。

施行日

令和8年4月1日

国税審議会令新旧対照表

改正後	改正前																
<p>(所掌事務)</p> <p>第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第百十六条第四項及び第百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項、<u>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項</u>の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>(分科会)</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>所掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税審査分科会</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>税理士分科会</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>酒類分科会</td><td>一 (省略) 二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第百十六条第四項及び第百二十条第四項、資源の有効な利用の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</td></tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	国税審査分科会	(省略)	税理士分科会	(省略)	酒類分科会	一 (省略) 二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第百十六条第四項及び第百二十条第四項、資源の有効な利用の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。	<p>(所掌事務)</p> <p>第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第百十六条第四項及び第百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>(分科会)</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>所掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税審査分科会</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>税理士分科会</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>酒類分科会</td><td>一 (同左) 二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第百十六条第四項及び第百二十条第四項、資源の有効な利用の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</td></tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	国税審査分科会	(同左)	税理士分科会	(同左)	酒類分科会	一 (同左) 二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第百十六条第四項及び第百二十条第四項、資源の有効な利用の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。
名称	所掌事務																
国税審査分科会	(省略)																
税理士分科会	(省略)																
酒類分科会	一 (省略) 二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第百十六条第四項及び第百二十条第四項、資源の有効な利用の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。																
名称	所掌事務																
国税審査分科会	(同左)																
税理士分科会	(同左)																
酒類分科会	一 (同左) 二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第百十六条第四項及び第百二十条第四項、資源の有効な利用の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。																

国税審議会令新旧対照表

改正後	改正前
<p>進に関する法律第二十五条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項並びに<u>物資の流通の効率化に関する法律第四十九条第三項の規定</u>に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
<p>2～7 (省略) (議事)</p>	<p>2～7 (同左) (議事)</p>
<p>第八条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない</p>	<p>第八条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない</p>
<p>2・3 (省略)</p> <p>4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第百十六条第四項及び第百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項並びに<u>物資の流通の効率化に関する法律第四十九条第三項の規定</u>により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に關係する事項についての審議に参加することができない。</p>	<p>2・3 (同左)</p> <p>4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第百十六条第四項及び第百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に關係する事項についての審議に参加することができない。</p>
<p>5 (省略)</p>	<p>5 (同左)</p>